

農地を所有している または取得を考えているみなさんへ

～自分の農地を適切に管理しましょう～

農業委員会による農地パトロールの様子

⚠ 無断転用等には厳しい罰則があります ⚠

農地は住宅敷地等とは異なり、農地法で厳しい規制が設けられています。そのため、農業委員会からの許可なく、勝手に農地の売買・転用をしてはいけません。許可を受けなかった場合や、許可条件（申請目的）どおりでない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては1億円以下）の罰金になります。

◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では、毎年農地パトロール（現地調査）を実施しています。調査の結果、農地が適正に管理されていない場合には、所有者に意向調査を実施します。自ら耕作をすると回答したにもかかわらず6か月を過ぎても適切に管理がされていない場合には、農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該農地の固定資産税額は1.8倍となるため、農地を所有しているみなさんは一度自分が所有する農地を確認し、適切な管理に努めましょう。

◆次の場合は農業委員会の許可が必要です

○新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合（農地法第3条）

※相続の場合は届出となります。

○農地を農地以外の目的に利用（農地転用）する場合（農地法第4条、第5条）

（例：家を建てる、太陽光パネルを設置する、駐車場にする等）

※農地を自己転用する場合（4条）、農地転用するために貸借・売買をする場合（5条）

※農地転用したくてもできない、農地の場所などによっては許可されない場合があります。まずは事前に農業委員会事務局に相談ください

◆令和5年度許可実績

農地法第3条：109件 第4条：27件 第5条：109件

農業者のみなさんへ ～農業者年金に加入しませんか～

農業者年金は、農業従事者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分で積み立てるため、加入者・受給者の数に影響されず、少子高齢時代でも安心できる制度です。

加入要件（以下3つの要件を満たせばだれでも加入できます）

①年間60日以上農業に従事 ②国民年金1号被保険者 ③20歳以上60歳未満の人

脱退は自由です。脱退一時金は支払われませんが、それまでに支払った額は将来年金として支給されます。

農業者年金は公的な年金制度ですので、支払った保険料は家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。加入についてのご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

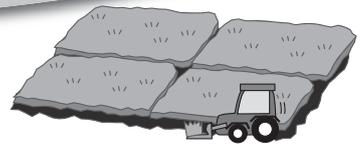


地域農業を守ろう!!

～人・農地プランから「地域計画」へ～

地域では、農地に関する様々な悩みの声があがっています。

- ・後継者がいないため、自分の代で農業をやめざるを得ない。
- ・農地を耕作してほしいけど、受け手がない。
- ・規模拡大したいけど、農地が点在して集約ができない。
- ・野生鳥獣による農作物被害が深刻である。



○様々な課題を地域一体となって話し合い

- ・10年後を見据えて「誰が、どこで、何をつくるのか」
 - ・地域の農地をどのように活用していくのか
 - ・地域の農地をどのように集積・集約していくか
 - ・基盤整備事業（ほ場整備、用水路改修等）をどう進めていくのか
- など、今後の将来のあり方をまとめた「地域計画」を策定します。

※地域計画は国の新たな制度で令和7年3月末までに策定することが求められています。



地域の農地を次世代に引き継ぐために地域のみなさんで話し合いましょう！

「地域計画とは」

- 地域のみなさんと話し合いにより策定する「地域農業の未来の設計図」です。
- 10年後を見据え、地域のみなさんと「地域農業のあり方」を話し合います。
 - ・地域の担い手はどう増やす？
 - ・地域で力を入れる作物は？
 - ・遊休農地はどう解消する？
- 10年後の耕作者ごとに色分けした「目標地図」をつくります。
「地域計画」＝「地域農業の将来のあり方（人・農地プラン）」＋「目標地図」

今後、年内に地域ごとに協議の場（地域農業の将来を話し合う座談会）を開催予定です。

農業の担い手をはじめ、農業関係団体の代表、自治会、若年者や女性など、関心のある人はどなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

開催日時など詳細については、市ホームページ等でお知らせします。



☎ 農林水産部農務水産課 67-1835